

不良債権等の状況

金融再生法に基づく開示債権残高（金融再生法開示債権）は前年同期比177百万円増加し6,939百万円となり、債権額に占める割合は前年同期比0.03%上昇し、3.68%となりました。

また、金融再生法開示債権に対する保全率は83.41%となりました。

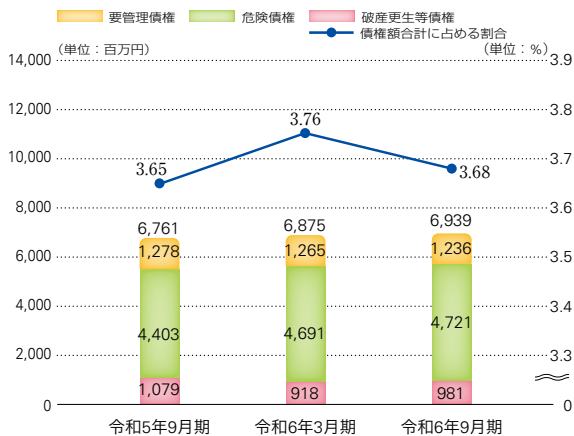
当組合では全店を挙げての企業支援活動を通じて、お取引先の経営・財務内容の改善支援に努めております。

開示債権と保全の状況(単体) (令和6年9月30日現在)

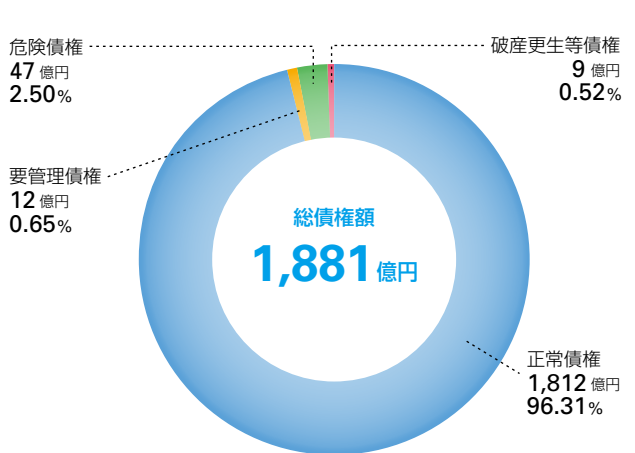
(単位：百万円)

自己査定と保全の状況 (対象債権 総与信)					金融再生法開示債権 (対象債権 総与信)		リスク管理債権 (対象債権 総与信)	
債務者区分	残高	担保等保全額	貸倒引当金	保全率	区分	残高	区分	残高
破綻先	122	101	20	100.00%	破産更生等債権	981	破産更生等債権	981
実質破綻先	859	651	208	100.00%			危険債権	4,721
破綻懸念先	4,721	3,419	895	91.38%	要管理債権	1,236	三月以上延滞債権	15
要管理債権 要管理債権	1,236	480	11	39.78%			貸出条件緩和債権	1,220
	(1,481)	(713)	(13)	(49.04%)			合計	6,939
その他の 要注意先	32,200	金融再生法開示債権に対する 保全率 83.41%			小計	6,939	債権額合計に占める割合	3.68%
正常先	148,812				正常債権	181,258		
合計	188,198	合計	188,198					

金融再生法開示債権の推移



金融再生法開示債権の状況 (令和6年9月30日現在)



償却・引当基準

自己査定債務者区分	資産区分	償却・引当方針
破綻先債権 実質破綻先債権	破産更生債権およびこれらに準ずる債権	担保・保証等により保全のない部分に対して、100%を償却または引き当てる。
破綻懸念先債権	危険債権	担保・保証等により保全のない部分に対して、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を引き当てる。上記以外の債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を引き当てる。
要注意先債権	要管理債権	要管理債権額に対して、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を引き当てる。
	正常債権	過去の貸倒実績率に基づき今後1年間の予想損失額を引き当てる。
正常先債権	正常債権	過去の貸倒実績率に基づき今後1年間の予想損失額を引き当てる。

- 破産更生等債権
「破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権」であり、破綻先および実質破綻先に対する債権です。
- 危険債権
「経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権」であり、破綻懸念先に対する債権です。
- 要管理債権
要注意先に対する債権のうち、「三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権」を指します。